

東京学芸大学情報公開推進委員会規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
〔省略〕 （目的） 第2条 委員会は、本学における<u>情報公開</u>に関し、実施体制の整備及び能率的かつ適正な運営を図り、<u>情報公開</u>の円滑な実施に資することを目的とする。 （審議事項） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) <u>情報公開</u>の実施体制に関すること。 (2) 開示・不開示の審査基準に関すること (3) <u>行政文書</u>の開示・不開示に関すること。 (4) 開示実施手数料の減額又は免除に関すること。 (5) <u>情報公開</u>に係る不服申立てに関すること。 (6) <u>情報公開</u>に係る訴訟に関すること。 (7) <u>行政文書</u>の管理に関すること。 (8) その他<u>情報公開</u>の円滑な実施に関すること。 （組織） 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長 (2) <u>副学長</u> (3) <u>学部主事</u> (4) 附属図書館長 (5) <u>附属学校部長</u> (6) 連合学校教育学研究科長 (7) 事務局長 （委員長等） 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。 2 委員長は、学長をもって充てる。 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。 4 副委員長は、<u>学長が指名する</u>副学長をもって充てる。 5 〔省略〕 〔省略〕 （庶務） 第8条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て<u>広報調査課</u>が処理する。	〔省略〕 （目的） 第2条 委員会は、本学における<u>情報公開・個人情報保護</u>に関し、実施体制の整備及び能率的かつ適正な運営を図り、<u>情報公開・個人情報保護</u>の円滑な実施に資することを目的とする。 （審議事項） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) <u>情報公開・個人情報保護</u>の実施体制に関すること。 (2) 開示・不開示の審査基準に関すること。 (3) <u>訂正・利用停止の審査基準</u>に関すること。 (4) <u>法人文書</u>の開示・不開示に関すること。 (5) <u>法人文書の訂正・利用停止</u>に関すること。 (6) 開示実施手数料の減額又は免除に関すること。 (7) <u>情報公開・個人情報保護</u>に係る不服申立てに関すること。 (8) <u>情報公開・個人情報保護</u>に係る訴訟に関すること。 (9) <u>法人文書</u>の管理に関すること。 (10) その他<u>情報公開・個人情報保護</u>の円滑な実施に関すること。 （組織） 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長 (2) <u>副学長（総務等担当）</u> (3) <u>学系長</u> (4) 附属図書館長 (5) 連合学校教育学研究科長 (6) 事務局長 （委員長等） 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。 2 委員長は、学長をもって充てる。 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。 4 副委員長は、副学長をもって充てる。 5 〔省略〕 〔省略〕 （庶務） 第8条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て<u>総務部企画課</u>が処理する。

〔省略〕

〔省略〕

附 則
この規程は、平成16年4月1日から施行する。